

議案第28号

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号及び同条第3項中「利益積立金」の次に「又は建設改良積立金」を加え、同条第5項に次の1号を加える。

（3）建設改良積立金 建設改良費に充てる目的

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。